

# 令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和5年11月

札幌国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの申告漏れ所得金額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は、1件当たりも含め、全て増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,473件（前事務年度877件）、着眼調査が140件（同108件）であり、合計1,613件（同985件）、このほか、簡易な接触の件数は19,630件（同18,937件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は21,243件（同19,922件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は11,669件（同9,935件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、166億5千5百万円（同111億3千9百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは162億3千5百万円（同109億4千8百万円）、着眼調査によるものは4億2千万円（同1億9千1百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は過去最高の119億9千8百万円（同84億8千1百万円）となっており、調査等合計では286億5千3百万円（同196億2千万円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、30億1千7百万円（同25億9百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは29億6千9百万円（同24億9千9百万円）、着眼調査によるものは4千8百万円（同1千万円）となっています。なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、187万円（同255万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は9億5千6百万円（同5億8千8百万円）となっており、調査等合計では39億7千4百万円（同30億9千7百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数 件	877		108		985		18,937		19,922	
		1,473	168.0%	140	129.6%	1,613	163.8%	19,630	103.7%	21,243	106.6%
2	申告漏れ等の 非違件数 件	795		55		850		9,085		9,935	
		1,253	157.6%	82	149.1%	1,335	157.1%	10,334	113.7%	11,669	117.5%
3	申告漏れ 所得金額 百万円	10,948		191		11,139		8,481		19,620	
		16,235	148.3%	420	219.9%	16,655	149.5%	11,998	141.5%	28,653	146.0%
4	追本 税 百万円	2,073		9		2,082		582		2,665	
		2,492	120.2%	42	466.7%	2,534	121.7%	949	163.1%	3,483	130.7%
5	徴 加算税 百万円	426		1		427		6		433	
		477	112.0%	6	600.0%	483	113.1%	7	116.7%	490	113.2%
6	額 計 百万円	2,499		10		2,509		588		3,097	
		2,969	118.8%	48	480.0%	3,017	120.2%	956	162.6%	3,974	128.3%
7	申告漏れ 所得金額 万円	1,248		177		1,131		45		99	
		1,102	88.3%	300	169.5%	1,033	91.3%	61	135.6%	135	136.4%
8	件 追本 税 万円	236		9		211		3		13	
		169	71.6%	30	333.3%	157	74.4%	5	166.7%	16	123.1%
9	件 徴 加算税 万円	49		1		43		0.03		2	
		32	65.3%	4	400.0%	30	69.8%	0.04	133.3%	2	100.0%
10	額 計 万円	285		10		255		3		16	
		202	70.9%	34	340.0%	187	73.3%	5	166.7%	19	118.8%

(注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## （参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、459 件（前事務年度 346 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、370 件（同 288 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、22 億 4 百万円（同 19 億 9 千 7 百万円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	3 事務年度	4 事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 346	件 459	% 132.7
土地建物等	291	408	140.2
株式等	55	51	92.7
② 申告漏れ等の 非違件数	件 288	件 370	% 128.5
土地建物等	235	324	137.9
株式等	53	46	86.8
③ 非違割合 ( ② / ① )	% 83.2	% 80.6	ポイント ▲ 2.6
土地建物等	80.8	79.4	▲ 1.3
株式等	96.4	90.2	▲ 6.2
④ 申告漏れ所得金額	百万円 1,997	百万円 2,204	% 110.4
土地建物等	1,632	1,838	112.7
株式等	365	366	100.2
⑤ 1 件当たり申告 漏れ所得金額 ( ④ / ① )	万円 577	万円 480	% 83.2
土地建物等	561	451	80.4
株式等	664	718	108.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数は増加し、調査等合計の追徴税額は過去最高

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が888件（前事務年度536件）、着眼調査が63件（同41件）であり、合計951件（同577件）、このほか、簡易な接触の件数は2,701件（同2,512件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は3,652件（同3,089件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,174件（同1,991件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、10億8千3百万円（同8億8百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは10億6千万円（同8億1百万円）、着眼調査によるものは2千2百万円（同7百万円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、114万円（同140万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は1億3千万円（同1億7千6百万円）となっており、調査等合計では過去最高の12億1千2百万円（同9億8千4百万円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数 件	536		41		577		2,512		3,089	
		888	165.7%	63	153.7%	951	164.8%	2,701	107.5%	3,652	118.2%
2	申告漏れ等の 非違件数 件	452		23		475		1,516		1,991	
		703	155.5%	48	208.7%	751	158.1%	1,423	93.9%	2,174	109.2%
3	追徴 本税 百万円	669		5		674		171		845	
		868	129.7%	19	380.0%	887	131.6%	126	73.7%	1,013	119.9%
4	加算税 百万円	133		2		134		5		140	
		193	145.1%	3	150.0%	196	146.3%	3	60.0%	199	142.1%
5	計 百万円	801		7		808		176		984	
		1,060	132.3%	22	314.3%	1,083	134.0%	130	73.9%	1,212	123.2%
6	一件 当たり 追徴 本税 万円	125		11		117		7		27	
		98	78.4%	30	272.7%	93	79.5%	5	71.4%	28	103.7%
7	加算税 万円	25		5		23		0.2		5	
		22	88.0%	5	100.0%	21	91.3%	0.1	50.0%	6	120.0%
8	計 万円	150		16		140		7		32	
		119	79.3%	36	225.0%	114	81.4%	5	71.4%	33	103.1%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額並びに追徴税額の総額は過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、86件（前事務年度59件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の2,343万円（同1,215万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,102万円（同1,248万円）に比べ、2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、20億1千5百万円（同7億1千7百万円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は、過去最高の775万円（同388万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の202万円（同285万円）に比べ3.8倍となっています。また、追徴税額の総額は、過去最高の6億6千6百万円（同2億2千9百万円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は過去最高の4,370万円（同672万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の202万円（同285万円）に比べ21.6倍となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	3事務年度	4事務年度	対前年比			
調査件数	件	59	86	145.8%	1,473	
申告漏れ等の非違件数	件	55	78	141.8%	1,253	
申告漏れ所得金額	百万円	717	2,015	281.0%	16,235	
追徴税額	百万円	229	666	290.8%	2,969	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,215	2,343	192.8%	1,102
	追徴税額	万円	388	775	199.7%	202

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	3事務年度	4事務年度	対前年比			
調査件数	件	6	4	66.7%	1,473	
申告漏れ等の非違件数	件	6	4	66.7%	1,253	
申告漏れ所得金額	百万円	183	459	250.8%	16,235	
追徴税額	百万円	40	175	437.5%	2,969	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	3,048	11,478	376.6%	1,102
	追徴税額	万円	672	4,370	650.3%	202

## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

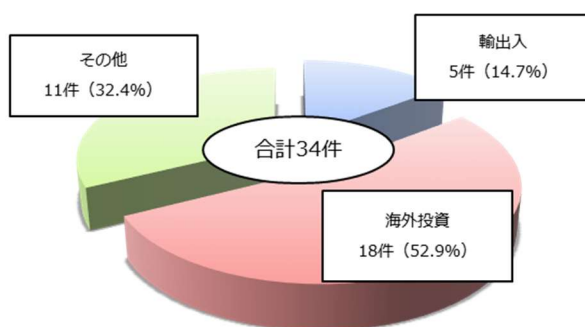
～ 1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額並びに追徴税額の総額は過去2番目～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、34件（前事務年度32件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去2番目の2,527万円（同4,204万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,102万円（同1,248万円）と比べ2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、8億5千9百万円（同13億4千5百万円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は、過去2番目の724万円（同1,641万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の202万円（同285万円）と比べ3.6倍となっています。また、追徴税額の総額は、過去2番目の2億4千6百万円（同5億2千5百万円）に上ります。

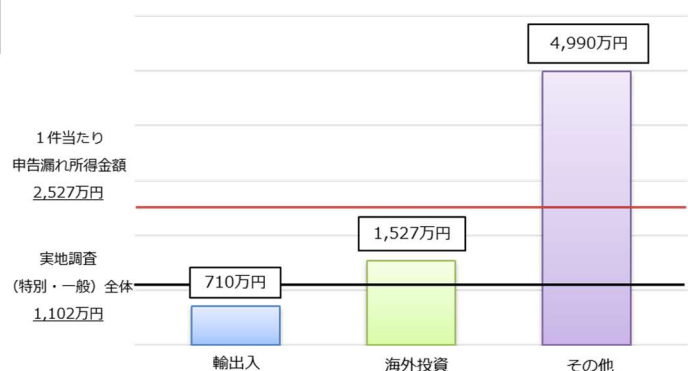
### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比		4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体								
		3事務年度	4事務年度	3事務年度	4事務年度									
調	査	件	件	32	34	106.3%	1,473							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	30	28	93.3%	1,253
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百	万	円	1,345	859	63.9%	16,235
追	徴	税	額	百	万	円	525	246	46.9%	2,969				
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万	円	4,204	2,527	60.1%	1,102
	追	徴	税	額	万	円	1,641	724	44.1%	202				

### ○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) ( )内の数値は構成比

- 「輸出入」・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 「海外投資」・・・海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 「その他」・・・上記1、2に該当しない取引

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～調査件数や申告漏れ等の非違件数が高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、40件（前事務年度21件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,958万円（同1,628万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は7億8千3百万円（同3億4千2百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は553万円（同307万円）となっています。また、追徴税額の総額は2億2千1百万円（同6千5百万円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

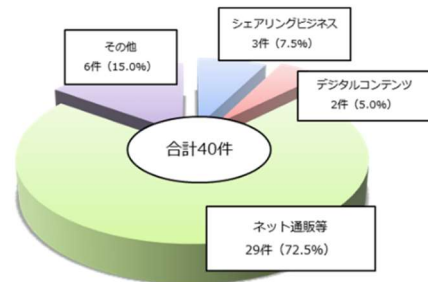
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、31件（前事務年度15件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,076万円（同6,962万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は6億4千4百万円（同10億4千4百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は539万円（同3,268万円）となっています。また、追徴税額の総額は1億6千7百万円（同4億9千万円）に上ります。

### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	3事務年度	4事務年度	対前年比			
調査件数	件	21	40	190.5%	1,473	
申告漏れ等の非違件数	件	20	35	175.0%	1,253	
申告漏れ所得金額	百万円	342	783	228.9%	16,235	
追徴税額	百万円	65	221	340.0%	2,969	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,628	1,958	120.3%	1,102
	追徴税額	万円	307	553	180.1%	202

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	3事務年度	4事務年度	対前年比			
調査件数	件	15	31	206.7%	1,473	
申告漏れ等の非違件数	件	15	30	200.0%	1,253	
申告漏れ所得金額	百万円	1,044	644	61.7%	16,235	
追徴税額	百万円	490	167	34.1%	2,969	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	6,962	2,076	29.8%	1,102
	追徴税額	万円	3,268	539	16.5%	202

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
- 4 その他・・・1～3に該当しない新分野の経済活動に該当する取引等



## 4 無申告者に対する調査状況

～所得税は追徴税額の総額が高水準、消費税は総額及び1件当たりの追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、221件（前事務年度140件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,166万円（同2,464万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,102万円（同1,248万円）に比べ2.0倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は47億8千6百万円（同34億4千9百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は288万円（同517万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の202万円（同285万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は6億3千6百万円（同7億2千4百万円）に上ります。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、309件（同219件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の225万円（同202万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の119万円（同150万円）の1.9倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の6億9千5百万円（同4億4千2百万円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査の状況

### <所得税>

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体		
	3事務年度	4事務年度				
調査件数	件	140	221	157.9%	1,473	
申告漏れ所得金額	百万円	3,449	4,786	138.8%	16,235	
追徴税額	百万円	724	636	87.8%	2,969	
1件当たり	申告漏れ金額	万円	2,464	2,166	87.9%	1,102
	追徴税額	万円	517	288	55.7%	202

### <消費税>

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度			
調査件数	件	219	309	141.1%	888
追徴税額	百万円	442	695	157.2%	1,060
1件当たり追徴税額	万円	202	225	111.4%	119

## 5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、107件（前事務年度49件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は5千万円（同1億2千2百万円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
	件数	件			
調査件数	件	49	107	218.4%	
申告漏れ等の非違件数	件	38	71	186.8%	
追徴税額	百万円	122	50	41.0%	
1件当たり追徴税額	万円	248	47	19.0%	

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査を行った件数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査を行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、10件（前事務年度5件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は7百万円（同5百万円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	
					対前年比
調査件数	件		5	10	200.0%
追徴税額	百万円		5	7	140.0%
1件当たり追徴税額	万円		101	70	69.3%

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	土 木 工 事	1,773	294	-
2	水 道 衛 生 工 事	1,423	210	-
3	内 装 工 事	1,186	132	5
4	宅 配	1,180	82	-
5	建 築 工 事	1,172	157	9
6	電 気 配 線 工 事	1,167	177	4
7	塗 装 工 事	1,120	135	3
8	一 般 土 木 建 築 工 事	1,028	168	1
9	畜産農業（肉用牛）	814	167	-
10	大 工 工 事	809	90	7

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

## (付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	畜産農業(肉用牛)	1,316	弁護士	1,966	畜産農業(肉用牛)	7,519	畜産農業(肉用牛)	2,373	一般自動車整備	2,174
2	電気配線工事	1,276	すし屋	1,182	特定貨物自動車運送	1,068	酒場	1,051	機械器具、部品修理	1,468
3	大工工事	1,041	バ一	1,065	焼肉	916	とび工事	1,049	その他の漁業	1,179
4	水道衛生工事	900	畜産農業(肉用牛)	905	電気配線工事	883	内装工事	1,004	土木工事	1,135
5	バ一	831	美容	836	馬鈴しょ、甘しょ作農業	759	一般貨物自動車運送	892	畜産農業(肉用牛)	1,089

	平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得	業種目	1件当たり 申告漏れ所得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	畜産農業(肉用牛)	1,991	調教師	2,103	畜産農業(肉用牛)	5,474	一般土木建築工事	2,071	土木工事	1,773
2	一般土木建築工事	1,510	製図設計士	1,728	畜産農業(搾乳牛)	1,746	エステティック	1,754	水道衛生工事	1,423
3	焼肉	1,405	美容	1,655	塗装工事	1,454	塗装工事	1,493	内装工事	1,186
4	食堂	1,379	水道衛生工事	1,524	電気配線工事	1,442	電気配線工事	1,435	宅配	1,180
5	土木工事	1,312	馬鈴しょ・甘しょ作農業	1,217	内装工事	1,238	内装工事	1,148	建築工事	1,172

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。